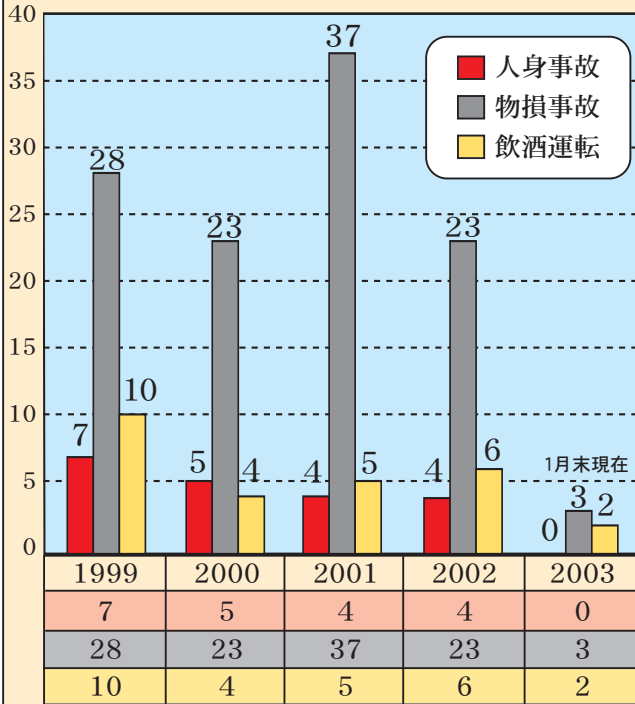


# 村交通事故等発生件数調べ

過去4年間の傾向（1999年～2002年）



## ◆酒酔い運転

【罰則】

改正前	改正後
2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【違反点】

改正前	改正後
15点	25点

## ◆酒気帯び運転

【罰則】

改正前	改正後
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【違反点】

改正前	改正後
体内保有アルコール濃度が呼気1リットル中0.25ミリグラム以上の場合 6点	体内保有アルコール濃度が呼気1リットル中0.25ミリグラム以上の場合 13点

【新設】体内保有アルコール濃度が呼気1リットル中0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満の場合違反点6点

## 飲酒運転検挙者の状況

検挙日	地区名	年齢	性別
10月8日	白井	21	男
11月17日	黒崎	20	男
1月12日	堀内	52	男
1月25日	上区	26	男

10月からの累計（県交通安全対策協議会調べ）



飲酒運転は重大事故を引き起こす危険性が極めて高く、昨年8月に久慈管内で酒運転による交通事故では若者3人が尊い命を失っています(写真：久慈警察)

## 道路交通法が一部改正 罰則厳しく最悪は懲役

道路交通法が一部改正され、平成十四年六月一日から施行になりました。酒酔い、酒気帯び運転は次のとおり厳

飲酒運転の事故は、取り返しのつかない重大事故を引き起こす危険性が高く、事故後も精神的苦痛や会社からの解雇、家庭崩壊など、社会的な制裁に苦悩する日々が一生継続します。悲惨な事態を防ぐため、もう一度家庭や職場、地域ぐるみの意識啓発に取り組んでいきたいものです。

しく罰せられます。  
◆酒酔い運転

アルコールの量に関係なく、酔った状態で運転した場合

## ◆酒気帯び運転

改正前は、呼気一リットル中二五ミリグラム（血液一ミリリットル中〇・五ミリグラム）以上でしたが、改正後は、呼気一リットル中〇・一五ミリグラム（血液一ミリリットル中〇・三ミリグラム）以上のアルコールを体内に保有した状態で運転した場合は酒気帯び運転になります。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を習慣づけ、運転者として最低限のモラルを守り、飲酒運転は絶対にやめましょう。

声



深渡純子さん  
(51歳、主婦)  
(上区)

声



藤島邦夫さん  
(73歳、元教師)  
(白井)

飲酒運転で村が最悪の一位だと聞きました。一人ひとりの認識を新たにするためにも、こだわりの捨てて酒を出す集会などの会合は開催しないでほしいと思います。

「酒を飲んだら乗らない、乗らせない」は常識だと思えます。村の名譽を挽回するためにもお互いがもっとしっかり認識しあい、飲酒運転撲滅に向けて頑張っていきましょう。